

平成 28 年度 与党税制改正大綱の概要

アベノミクス「三本の矢」を一層強化して「希望を生み出す強い経済」を確立するとともに、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を構築するという、「新・三本の矢」により、誰もがチャンス有保障され、自己の能力を最大限に発揮することのできる「一億総活躍社会」を創り上げていく必要がある。こうした状況の下、経済の好循環を確実にする、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境を整備するといった観点からの税制上の措置等を講じる。

1. 成長志向の法人税改革 ～法人実効税率 20%台の実現～

- 「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減。
→ 収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。
- 法人実効税率の引下げ： 目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現。
従前 34.62% → (平成 27 年度改正) 平成 27 年度 32.11% → (平成 28 年度改正) 平成 28 年度 29.97%・平成 30 年度 29.74%
- 課税ベースの拡大等 (平成 28 年度改正)： 「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保 (手元資金) の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、財源をしっかりと確保。
 - 租税特別措置の見直し (「生産性向上設備投資促進税制」の縮減・廃止等。期限切れ措置の全てについて、廃止・縮減。)
 - 減価償却の見直し (建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)
 - 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大 (平成 28 年度に 5/8 に拡大。中堅企業への影響には十分配慮 (激変緩和)。)
 - 欠損金繰越控除の更なる見直し (改革の加速化に伴う企業経営への影響の平準化)

2. 消費税の軽減税率制度の導入

- 税制抜本改革法第 7 条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成 29 年 4 月に、軽減税率制度を導入する。
- 軽減税率の対象品目：① 酒類及び外食を除く飲食料品 ② 新聞の定期購読料
- 軽減税率：8% (国分：6.24%、地方分：1.76%) 標準税率：10% (国分：7.8%、地方分：2.2%)
- 平成 33 年 4 月から、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) を導入する。
 - 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制。(適格請求書等保存方式導入までの経過措置)
 - 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。(適格請求書等保存方式導入後の経過措置)
 - 適格請求書等保存方式の導入後 6 年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。(28 改正法案に以下を規定)
 - 平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - 平成 30 年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。(28 改正法案に以下を規定)
 - 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

3. 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組

○ 三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入	・ 世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入。
○ 個人の寄附税制の包括的な見直し	
・ 国立大学法人等への寄附	・ 意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。
・ 公益法人等への寄附	・ 公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。
※ 平成 27 年度税制改正においては、学校法人等への個人寄附に係る税額控除の要件緩和を実施。	
○ スイッチ OTC 薬控除 (医療費控除の特例) の導入	・ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度 (医療費控除の控除額計算上の特例措置) を導入。
○ 個人所得課税の見直しに向けた検討	・ 個人所得課税について、税収中立の考え方の下、少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点から、各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

4. 地方創生を推進するための取組	
○ 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保	
・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設	・官民挙げて地方創生のために効果的な事業を推進できるようにするため、 <u>地域再生法の改正</u> （地方公共団体（東京等を除く）が行う「効果の高い地方創生事業」を国が認定）を前提とし、当該枠組みに基づく <u>認定事業に対する企業の寄附</u> について、通常の損金算入（約3割の負担軽減）に加え、 <u>税額控除</u> （約3割の負担軽減）を創設。（合計約6割の負担軽減）
・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	・好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、外国人旅行者向け消費税免税制度の更なる拡充として、 <u>免税販売</u> の対象となる一般物品の <u>購入下限額を引下げ</u> （1日1店舗当たり「10,000円超」→「5,000円以上」）。
・空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入	・空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、 <u>相続により生じた空き家</u> であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、 <u>相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除を導入</u> 。
○ 地方法人課税の偏在是正	・消費税率10%への引上げに伴い、 <u>地方法人特別税を廃止</u> するとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、① <u>地方法人税（法人住民税の一部交付税原資化）を拡充</u> 、② <u>法人事業税交付金を創設</u> 。

5. グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築等	
○ BEPS プロジェクト関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>G20 アンタルヤ・サミットにおいて「BEPSプロジェクト</u>（現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう国際課税ルールを再構築し、租税回避を防止する取組）<u>の成果が報告</u>され、各国における<u>今後の実施面での取組の重要性を確認</u>。これを踏まえ、本プロジェクトの勧告を踏まえた<u>必要な国内法整備を、今後、段階的に実施していく</u>。 ・<u>平成28年度改正</u>においては、<u>多国籍企業情報の報告制度</u>（多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集・共有する枠組）<u>等を構築</u>。 <p>※ 平成27年度改正においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の適正化等を措置。</p>
○ 日台民間租税取決め	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>日台間の投資交流を促進</u>するため、<u>「日台民間租税取決め」（租税条約に相当。法的効力は無し。）を取り結び</u>（平成27年11月に署名）。 ・本取決めに規定された内容（日台間で支払われた配当等の、源泉地における課税税率の引下げ等）を日本で実施するための<u>国内法を整備</u>。

6. 復興を支援するための取組	
ー 平成28年度以降の「復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえつつ、しっかりと支援を継続するため、以下の措置等を講じる。	
○ 期限が到来する復興特区の税制の延長	・ <u>復興特区の税制</u> について、一定の見直しを行いつつ、 <u>適用期限を5年延長</u> （その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和）。
○ 高台移転事業の移転元地の利活用のための土地交換に係る特例の創設	・ <u>復興整備事業の実施区域内の民有地</u> の地権者が、その土地を <u>区域外の公有地と交換した場合の登録免許税を免除</u> する措置を創設。（平成28年度より5年間の時限措置）

7. その他	
○ 車体課税の見直し	・消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、① <u>自動車取得税（地方税）を廃止</u> 、② <u>自動車税等（地方税）の環境性能割を導入</u> 。
○ 納税環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の納付手段の多様化を図る観点から、<u>インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設</u>。 ・当初申告のコンプライアンスを高める観点から、<u>短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等</u>を導入。 等